

平成31年度 事業計画

基本方針

第3次地域福祉活動計画の基本理念である「わたしがつくる みんなでつくる 住民自立のまち」の実現を目指し、役職員が一丸となり、法人運営事業、地域福祉推進事業、介護保険事業、障害福祉サービス事業、養護老人ホーム事業を推進します。

新規事業

1. 生活支援体制整備協議体第2層生活支援コーディネーター受託

第2層コーディネーター1名を配置。基本理念の住民自立のまち（自分たちの生活課題をみんなで考え、できることから行動をおこし「地域の中で誰もが自分らしく生活できる」）をめざし、これまで行ってきた協議体への取り組みを第2層コーディネーターを中心に全職員で行います。

2. 北部地域包括支援センター受託

4月から市介護福祉課で研修を受け、10月から白根げんき館内に事務所を設置。地域に根差し住民と共に活動を行ってきた社協の強みを生かし、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう在宅生活を支える仕組みを作ります。

3. 市内社会福祉法人等の地域連絡会（仮称）開催

社会福祉法人が地域に還元できる取り組みとは何か検討し、市内で社会福祉事業を行う企業、団体、個人との連携方法についても話し合う機会を定期的に開催します。

4. 第4次地域福祉活動計画策定

第4次地域福祉活動計画を地域住民、評価委員会、役職員の意見を取り入れつつ、市の地域福祉計画と連動した実行性のある計画を策定します。

自主財源である介護事業については、継続して今後の方向性を検討します。
養護老人ホームは、市が閉鎖の決定をしたため、残された期間を地域住民の一人として自分らしく生活ができるよう質の高い支援を行います。

I 法人運営事業

1 法人運営事業

法人運営の基盤整備を進め、経営体制の強化を図ります。

- ① 正副会長会議の開催
- ② 理事会・評議員会の開催
- ③ 評議員選任・解任委員会の開催
- ④ 監事の監査
- ⑤ 庁内会議
- ⑥ チーム制による会議
(地区別チーム・研修チーム・活動計画評価策定チーム)
- ⑦ 専門職別チーム
(社会福祉士・防災士)
- ⑧ 労務人事管理
- ⑨ 法人会計
- ⑩ 衛生委員会開催 (ストレスチェック含む)
- ⑪ 視察研修実施・受入れ

2 苦情解決体制

社協が行う事業に係る市民や利用者等からの苦情を解決するための体制を整え、対応します。

- | | |
|-----------|---------------------------------------------------|
| ○ 苦情解決責任者 | 事務局長 |
| ○ 苦情受付担当 | 各事業所の管理者 |
| ○ 第三者委員 | 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を図るため3名の委員を委嘱 |

3 会員の確保

自主性を持った社協活動の拡充、地域福祉活動のより一層の充実を図るため、一般会員や賛助会員への加入を促進していきます。そして、自主財源の確保に努めるとともに、事業運営の一層の効率化や経費削減に努めます。

- ① 一般会員 (南アルプス市民、市内の社会福祉事業を運営する企業・団体等、市内の福祉活動を行う団体等) の加入及び協力促進
- ② 賛助会員 (社協の趣旨に賛同する個人・法人・企業・団体等) の加入促進

4 福祉行事の推進

地域住民が集う事業を通じて、地域のつながりや福祉活動の推進を図ります。

- ① 社会福祉大会の開催

5 福祉バスの運行

若草バス・楡形バス2台を温泉巡回や市民の研修等への参加のために運行します。

6 実習生の受入れ

- ① 社会福祉士実務研修
- ② 介護福祉士実務研修
- ③ 介護支援専門員実務研修
- ④ 白根高校インターンシップ
- ⑤ 支援学校現場実習

7 役職員研修の実施

8 広報活動

社協の事業を深く理解してもらうために必要な情報を広く住民に伝え、福祉の啓発を図ります。

- ① 社協だよりの発行
- ② ホームページによる情報発信
- ③ フェイスブックによる情報発信

9 施設の管理

管理者として適切な管理運営とサービスの向上に努めます。

- ① 白根げんき館管理運営（指定管理）
- ② 甲西保健福祉センター管理運営（指定管理）
- ③ 若草健康センター管理運営

10 社協発展強化計画の策定

地域福祉活動計画と連動した職員行動計画を策定します。

Ⅱ 地域福祉推進事業(地域福祉活動計画)

基本目標1:ともに学び育つふくしの環境づくり

重点目標1 学びや交流を通して助けあいの心と人を育てよう

重点施策1 地域支援者を育て支援する

希薄化した地域の繋がりや改善にむけ、地域課題に向き合い福祉活動の実践を仕掛けられる人材を育てサポートします。

ボランティア団体助成事業
ボランティア育成支援事業
ボランティア交流会開催
ボランティア相談窓口
介護支援ボランティア・ポイント制度事業
ふくし生活支援サービス事業
ボランティア情報誌の発行
権利擁護人材育成事業

重点施策2 自分のことを地域に伝えられる人をつくる

学びや交流を地域に向けて発信できる人材を育成し、当事者同士や住民が学びあい伝え合うことができる環境をつくりまします。

当事者の会等の活動支援

重点施策3 次世代を担う子供たちへのふくし教育

これまでのふくし教育を振り返り将来を担う子供達への福祉教育について教育機関とともに考え、プログラムを作成します。

夏休みボランティアスクール開催
ふくしポスター募集事業
学校での福祉教育

重点施策4 地域を担うためのふくし勉強会の実施

地域の困りごとを調査・把握し、学ぶ機会を定期的につくり自ら発信できるふくし人材の育成に努めます。

ふくし勉強会
企業向けの研修会

基本目標2: みんなを絆でつなぐふくしのまちづくり

重点目標2 お互いのことを知りふれあえる機会をつくろう

重点施策5 地域で交流の場をつくる

子供から高齢者まで分け隔てなく誰もが気軽にふれあい交流でき、ともに行う活動を通して、絆やつながりの再構築を目指す地域の交流拠点として、地域になくってはならない交流の場をつくります。

通所型サービスE事業
ふれあい・いきいきサロンへの支援
障害者サロン等への支援
小地域福祉活動（ふれあい広場）
地域交流拠点「しゃきよんの家下町」

重点目標3 ご近所同士ささえあいの気持ちを育てよう

重点施策6 地域づくりを考える場の設定

地域に住む個人の困りごと、地域のみんなが懸念していることなどを、住民が気軽に参加し話しあえる場、状況に応じた会議を設定し推進します。

生活支援体制整備協議体（第2層生活支援コーディネーター配置）
単位老人クラブの活性化

重点施策7 防災をキーワードとした地域づくり支援

「防災事業・減災活動」を通して地域を見つめなおし、災害対策や地域づくりを住民みんなで自主的に行える活動の実施に向け支援します。

災害ボランティアセンター設置運営訓練
福祉避難所開設訓練
防災地域出前講座
防災福祉教育
防災意識啓発活動
被災地への職員・ボランティアの派遣
災害・防災ボランティアの育成支援

基本目標3:気づきさえあうふくしの仕組みづくり

重点目標4 相談機能を強化します

重点施策8 気づき発見できる仕組みづくり

情報を得ることができない状況はなぜ生まれるのかを調査し、すべての住民に情報が届き、地域住民が自ら困りごとを抱える人に気づき発見できるシステムの構築に取り組みます。また、継続した個別相談支援を行うほかに、住民のちょっとした気づきに対応するための方法などを検討し、住民の気づき、専門職につなげられる仕組みづくりも並行して行います。

コミュニティソーシャルワーカー配置事業
専門職向け研修
出張ふくし相談会
おやつサービス事業
食の自立支援事業
生活福祉資金貸付事業
生活福祉資金利子補給事業
社会福祉金庫貸付事業

重点施策9 解決から予防につなげる仕組みづくり

全ての重点施策の取り組みを再発防止・予防策の仕組みとしてつなげ、事後対応ではない早期発見・早期対応システムづくりを進めます。また、地域で解決できる機能や自己の権利を表明することが困難な方の権利を護ることを理解した地域福祉の推進を住民とともに考え、誰もが安心して生活できる福祉のまちを目指します。

ステップワン事業
引きこもり支援事業
ふくし相談支援センター（地域づくり）
法人後見事業
成年後見制度相談会
日常生活自立支援事業

地域福祉活動計画の評価・策定

第4次地域福祉活動計画の策定（新規）

その他

赤い羽根共同募金事業
歳末助けあい事業（学用品支援事業）
本所通院サービス事業
芦安通院サービス事業
車いす・福祉車輛の貸し出し事業
介護保険外ホームヘルプサービス
買い物支援への車輛貸出事業
制度外入浴サービス事業

Ⅲ 介護保険事業

介護保険制度のもと介護サービスを担う事業所として、高齢者等が要介護状態になっても住み慣れた地域でいきいきと生活が送れるよう良質なサービス提供を行います。また、地域から信頼される事業所として安定した経営に努めるとともに地域に貢献できる福祉・介護の拠点としての事業所を目指します。

1 居宅介護支援事業(1事業所)

特定事業所として、主任介護支援専門員を配置し、ケアマネジメントの質の向上につとめ、公正中立を意識したケアプランを作成します。支援困難ケースへの対応や、利用者の生活を総合的に支えていくために、介護保険サービスのみならず、インフォーマルサービスも視野に入れ、地域住民や医療福祉の専門職と連携を深めていきます。利用者が住み慣れた地域で安心し、自立して暮らせる様支援します。

2 訪問介護事業・介護予防訪問介護相当サービス事業・訪問型サービスA事業(1事業所)

要支援、要介護認定を受けている利用者、または総合事業対象者の居宅にホームヘルパーや支援員が訪問し、個々のケアプランに沿って身体介護や家事支援を行います。その方の状態に合わせ可能な限り自立して日常生活が営めることを目標に、ご本人やその家族を中心とした地域・介護や福祉・医療の関係者と連携を図ります。誰もが住み慣れた地域での暮らしの継続のために、日常の支援の中でキャッチした個々の課題や地域課題について、解決に向けて発信をしたり、多様なサービスや地域の資源につなげ、訪問介護サービスの提供とともに地域づくりも担っていきます。

3 通所介護事業・介護予防通所介護相当サービス事業・通所型サービスA事業 (3事業所)

要支援、要介護認定を受けている利用者、または総合事業対象者が安心して在宅生活を送れるよう個々のニーズに可能な限り対応します。また、今年度、協議体に関わることで地域の実情や課題に今まで以上に触れることができている中、自立支援と重度化防止に資する質の高い介護サービスの提供を3事業所の特徴を生かしながら進めます。

デイサービスゆうかり、デイサービスセンターわかくさについては、引き続き高齢者のみでなく基準該当障害福祉サービスでの受け入れを実施し、幅広い利用者の支援に努めます。

介護予防については、利用者の自立・重度化予防の事業である日常生活支援総合事業（通所型サービスA事業）の提供を3事業所の特徴を生かしながら進めます。

平成30年度は、組織全体で、デイサービスゆうかりに特化して今後の方向性を話し合ったことにより、職員の意識改革に結び、職員自らが検討した内容を行動に移したことにより収益が改善しました。今後、デイサービスセンターわかくさ、しゃきよんの家も同様に話し合いを行います。

① デイサービスゆうかり

温泉を利用した入浴を目玉とし、共生サービスの一環として障害者も柔軟に受け入れていきます。また個別の要望にも柔軟に対応し時間延長や追加利用にも対応します。地域の中で孤立することなく住み慣れた地域での在宅生活を送れるよう関係機関との連携に努めます。

② デイサービスセンターわかくさ

今年度も医療依存度の高い中重度者の受け入れを積極的に行うと同時に軽度利用者獲得にも力を入れるべく、職員の対応力の向上を目指しながら経営努力も行います。また、利用者や家族の要望にしっかりと対応し個別の支援に努めます。

③ デイサービスしゃきよんの家下町

地域密着通所介護事業所として、ご利用者、介護者の要望に柔軟に対応し、家庭的な雰囲気の中、地域に根差した個別支援に努めます。また、地域交流拠点や地域住民力を活かした居場所づくり、地域課題解決の取り組みを行います。

4 地域包括支援センター事業(新規)

地域住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。

① 北部地域包括支援センター事業

② 北部指定介護予防支援事業

IV 障害福祉サービス事業

障害者総合支援法のもと指定障害サービス事業所として、関係機関と連携し利用者がその人らしい自立した在宅生活が送れるように家事や外出時の介護など日常生活を支援します。

- ① 居宅介護・重度訪問介護・同行援護
- ② 障害者移動支援事業
 - ・ヘルパー支援型（ガイドヘルプサービス）
 - ・車輛移送型（福祉有償運送事業）
- ③ 養育支援訪問事業
- ④ 生活介護（基準該当障害福祉サービス）

V 養護老人ホーム事業

市が閉鎖の方向性を決定しました。今年度は入所者の措置変え（退寮）を市が中心に行っていきますので、入所者の処遇に配慮しながら市に協力します。

新しい入所先に移るまでは、心も身体も日々元気な生活をおくるために、意欲と笑顔につながるような個別支援をするとともに、近隣の地域住民と合同で行う防災訓練や交流事業を通して地域に開かれた施設運営を目指します。

また、地域や関係機関とのネットワークづくりをしながら、施設を理解してもらうことで地域資源となるように努めます。

- ① 養護老人ホーム慈恵寮運営管理

VI その他

- ① 各種団体、各保健・福祉施設等との連携
 - ・ 社会福祉法人等との地域連絡会（仮称）の開催（新規）
- ② 老人クラブ事務局の運営
- ③ 共同募金市支会の運営